

雲南市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定により公表する。

令和6年3月15日

雲南市監査委員 渡 部 彰 夫
雲南市監査委員 周 藤 正 志

令和5年度

定期監査及び行政監査報告書

雲南市監査委員

目 次

定期監査結果報告

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
第3	監査の期間	2
第4	監査の着眼点	2
第5	監査の実施内容	2
第6	監査の結果	3
第7	監査意見	6

行政監査結果報告

第1	監査の種類	9
第2	監査の対象	9
第3	監査の期間	10
第4	監査の着眼点	10
第5	監査の実施内容	10
第6	監査の結果	10
第7	監査意見	14

= 参考資料 =

(1)	市税等の収納状況	1
(2)	各種使用料等の収納状況	2

定期監査報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査
なお、この監査は雲南市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

令和5年度定期監査では次の事業等を監査対象とした。

部 局	課 (室)	対象事業等
政策企画部	うんなん暮らし推進課	市民バス運行事業
	広報広聴課	ホームページ運営事業
総務部	総務課	総務管理事業
	財政課	財政総務管理事業
	人権推進室	人権センター管理運営事業
防災部	くらし安全室	防火水槽整備事業
市民環境部	市民生活課	マイナンバーカード普及推進事業
	新ごみ処理施設整備準備室	雲南圏域廃棄物処理施設整備準備事業
	税務課	市税、国民健康保険料等の賦課状況
	債権管理対策課	市税等の収納状況・滞納対策
	国土調査課	地籍調査事業
健康福祉部	健康福祉総務課	自立相談支援事業
	保健医療介護連携室	保健事業
	健康推進課	幼児集団健診事業
子ども政策局	子ども政策課	保育所等保護者負担金、幼稚園使用料の収納状況
	子ども家庭支援課	LD教室運営事業
農林振興部	林業振興課	森林バイオマスエネルギー事業
産業観光部	産業施設課	管理施設の集客数及び施設等使用料の収納状況
	観光振興課	「たらら」を活用した情報発信事業
建設部	建設総務課	道路台帳整備事業
	建設工務課	道路施設整備事業
	建築住宅課	公営住宅使用料の収納状況

部 局	課 (室)	対象事業等
議会事務局		議会総務管理事業
教育委員会	教育総務課	給食負担金の収納状況
	社会教育課	図書館総務管理事業
	スポーツ文化振興室	社会体育施設修繕事業
大東総合センター	市民福祉課	大東町地域福祉センター管理事業
三刀屋総合センター	自治振興課	公共施設解体撤去事業
吉田総合センター	市民サポート課	リフレッシュセンター運営事業
掛合総合センター	市民サポート課	波多交流センター整備事業
水道局	総務課	農業集落排水総務管理事業
	営業課	水道料金・下水道使用料の収納状況
	工務課	山王寺本郷地区水道整備事業
市立病院	経営課・掛合診療所	病院の運営状況・診療費の収納状況

第3 監査の期間

令和5年12月27日から令和6年2月7日まで

第4 監査の着眼点

- ① 事務の執行は、法令等に基づいて適正に行われているか。
- ② 工事発注及び業務委託の手続きは適正に行われているか。
- ③ 契約書等の関係書類は適正に整備されているか。
- ④ 料金の収納状況は良好か。滞納整理事務は適正に行われているか。

第5 監査の実施内容

令和5年4月1日から令和5年11月30日までの市の財務に関する事務のうち、監査対象部局から主として業務委託、工事を対象として抽出した事業及び市税・各種使用料等の状況についてあらかじめ監査調書及び関係書類の提出を求め、一部事前調査を実施するとともに、監査当日、担当者からの聞き取り及び関係書類の監査を実施した。また、一部現地にて事業の実施状況等を調査・確認した。

第6 監査の結果

1. 事業、工事及び業務委託の執行状況について

26事業の執行状況、工事発注及び業務委託の手続きについて監査を行った。監査の結果、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されているものと認められた。しかし、下記の事務処理について、検討、改善を要する点が見受けられた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の留意すべき軽微な事項等については、その都度担当職員に個別に指導を行ったので記述を省略した。

(1) 契約事務について

① 契約書記載事項について

業務委託契約において、雲南市契約規則第31条に規定される契約書記載事項の一部を契約書に設けていない点が見受けられた。（複数課）

② 自動更新条項を設定した契約について

1年間の自動更新条項を設定して、予算の裏付けがない状態で後年度における契約の継続の意思決定を行い、当初の契約期間の終了以後も契約を継続しているものがあった。

（1課）

2. 市税・各種使用料等の収納状況及び滞納整理事務について

(1) 市税・各種使用料等の収納状況（令和5年11月末時点）

市税・各種使用料等の収納状況は、参考資料（1）及び（2）のとおりである。監査の結果、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(2) 滞納整理事務について

28件の市税・各種使用料等の収納状況について監査を実施した。このうち、滞納繰越分に該当するものは21件であった。監査の結果、下記の事務処理について、検討、改善を要する点が見受けられた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の留意すべき軽微な事項等については、その都度担当職員に個別に指導を行ったので記述を省略した。

① 滞納整理事務取扱要綱及びマニュアルの作成

雲南市債権管理適正化指針（以下「指針」という）では、滞納整理事務のスケジュール化、効率化を図るため債権所管部局ごとに「滞納整理事務取扱要綱」を定めることとなっている。

指針に基づき要綱等が定められているのは、保育所保育料、幼稚園使用料、学校給食負担金、市営住宅使用料、水道料金のそれぞれ所管部局で、マニュアルとして整備され

ていたのは、市営住宅使用料と市立病院の個人医療費等の所管部局であった。

水道局については、水道料金以外の使用料について要綱等ではなく、水道料金滞納整理事務処理規程を準用することとなっている。

② 債権管理台帳の作成

債権管理台帳は、滞納繰越分に該当するもののうち、1税目を除き全てに整備されていた。

③ 滞納処分及び強制執行等の実施状況

強制徴収公債権の6税目等については滞納処分が行われていた。非強制徴収公債権、私債権については、近年強制執行等が行われていなかった。

④ 財産調査の状況

強制徴収公債権の6税目等については財産調査が行われていた。非強制徴収公債権、私債権については、財産調査は行われていなかった。

【滞納繰越分に該当するもの】

税目等（債権の名称）	会計区分	担当課（徴収）	債権の種類	時効期間
個人市民税	一般会計	債権管理対策課	強制徴収公債権	5年
固定資産税	一般会計	債権管理対策課	強制徴収公債権	5年
軽自動車税（種別割）	一般会計	債権管理対策課	強制徴収公債権	5年
法人市民税	一般会計	税務課	強制徴収公債権	5年
国民健康保険料	国民健康保険事業特別会計	債権管理対策課	強制徴収公債権	2年
後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療事業特別会計	債権管理対策課	強制徴収公債権	2年
保育所保護者負担金 (保育所保育料、認定こども園保育料)	一般会計	債権管理対策課	強制徴収公債権	5年
幼稚園使用料	一般会計	子ども政策課	私債権	2年
給食負担金	一般会計	教育総務課	私債権	5年
公営住宅使用料 (家賃、共益費、駐車場代合計)	一般会計	建築住宅課	私債権	5年
浄化槽使用料	生活排水処理事業特別会計	水道局営業課	非強制徴収公債権	5年
個別排水処理施設使用料	生活排水処理事業特別会計	水道局営業課	非強制徴収公債権	5年

税目等（債権の名称）	会計区分	担当課（徴収）	債権の種類	時効期間
農業集落排水施設使用料	生活排水処理事業特別会計	水道局営業課	非強制徴収公債権	5年
簡易排水施設使用料	生活排水処理事業特別会計	水道局営業課	非強制徴収公債権	5年
コミュニティプラント使用料	一般会計	水道局営業課	非強制徴収公債権	5年
水道料金	水道事業会計	水道局営業課	私債権	5年
下水道使用料（企業会計）	下水道事業会計	水道局営業課	強制徴収公債権	5年
市立病院医療費（個人医療費）	病院事業会計	市立病院経営課	私債権	5年
訪問看護利用料（個人利用料）	病院事業会計	市立病院 訪問事業課	私債権	5年
掛合診療所医療費（個人医療費）	病院事業会計	市立病院 掛合診療所	私債権	5年
人間ドック・健診料（個人負担金）	病院事業会計	市立病院 保健推進課	私債権	5年

【滞納整理事務の状況】

表1 強制徴収公債権

	件数		合計
	有	無	
滞納整理事務マニュアルの作成	6	2	8
債権管理台帳の有無	7	1	8
滞納処分の実施	6	2	8
財産調査の実施	6	2	8

表2 非強制徴収公債権

	件数		合計
	有	無	
滞納整理事務マニュアルの作成	0	5	5
債権管理台帳の有無	5	0	5
強制執行等の実施	0	5	5
財産調査の実施	0	5	5

表3 私債権

	件数		合計
	有	無	
滞納整理事務マニュアルの作成	5	3	8
債権管理台帳の有無	8	0	8
強制執行等の実施	1	7	8
財産調査の実施	0	8	8

第7 監査意見

1. 事業、工事及び業務委託の執行状況について

(1) 契約書について

業務委託及び工事等の契約事務は、雲南市契約規則（以下、「規則」という。）に基づき事務処理することとし、契約書には、規則第31条に規定される「契約書の記載事項」を記載することになっている。雲南市では、契約担当課である総務部管財課から示された標準契約書を基にして、各部局で契約の種類・内容に応じた契約書を交わすこととされている。

規則第31条ただし書きによると、「契約の種類又は目的により該当のない事項については、記載事項の一部を省略することができる。」とされているが、契約上の問題等が発生した際の双方のリスク・責任等を明確にするためにも、契約の内容に応じて、必要な事項については契約書に漏れなく記載するとともに、省略する事項についてはその理由を明確にしておく必要がある。

今回の監査では、一部の業務委託契約書において、違約金に関する事項や遅延利息に関する事項など、必要と思われる記載事項を設けていない点が見受けられた。さらに、市の標準契約書を確認したところ、こちらについても一部の事項が記載されていなかった。

総務部管財課においては、全般的に使用される標準契約書を見直し、契約書記載事項の適正化を図られたい。また、各部局においては、都度契約の内容を十分に理解した上で、必要な事項の契約書への記載を徹底し、適正な契約の締結に努めていただきたい。

(2) 自動更新条項について

業務委託契約のうち1件において、「契約期間終了の一ヶ月前までに双方申し出が無い場合は1年毎の自動更新とする。」といった自動更新契約が見受けられた。地方自治法第232条の3では「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けのない契約において、自動更新条項を設けることはできないこととなっている。次回の契約更新時に、受託者と協議し、改正されたい。

2. 市税・各種使用料等の収納状況及び滞納整理事務について

(1) 市税等の収納状況について

市税等の収納率については、物価高騰等による影響が懸念されていたが令和5年11月末現在、概ね前年同時期と同程度となっている。

税負担の公平性と歳入確保の観点から、引き続き、職員一人ひとりが一層、税に対する意識の高揚を図られ収納率の向上に努められたい。

(2) 滞納整理事務について

人口の減少等、市税増収の見込めない中で新たな行政需要が見込まれ、厳しい財政運営が続くと思われる。こうした状況下にあり、自主財源の確保は重要な課題である。市の債権は、公債権（強制徴収公債権・非強制徴収公債権）と私債権に分類され、それぞれの法令、条例及び規則等に基づき債権管理の適正化を図ることとなっている。これら債権の違いや法令根拠、手続等を十分理解しなければ適正な事務執行は望めない。

雲南市では市税等の滞納整理を積極的に行い、収入未済額の増大を防ぎ、収納率の向上を図るため平成18年に雲南市市税等滞納整理対策本部会議（以下「本部会議」という。）が設置され、平成21年には、雲南市私債権の管理に関する条例等の制定、翌年には、雲南市債権管理適正化指針が策定された。

近年の本部会議では、民法改正を踏まえ現状報告、意見交換が行われ所管部局単位にヒアリングが実施された。また、非強制徴収公債権及び私債権を所管する部局については、債務者の財産状況の把握には一定の制限があることから本部会議での情報共有や債権管理対策課との協議を行いながら取組まれている。そして、多重債務者や生活困窮者には、一方的な納税折衝にならないよう雲南市社会福祉協議会の生活困窮者支援窓口とも連絡調整を図りながら取組まれている。

今回の監査では、滞納整理事務の適正性について重点的に監査を行った。その結果、次

の点について取組まれるよう要望する。

① 滞納整理事務取扱要綱等

水道局については、水道料金滞納整理事務処理規程とは別に公債権（強制徴収公債権、非強制徴収公債権）について滞納整理事務取扱要綱等を作成されたい。

② 分割納付

分割納付については、回収の実効性を高めること、また、時効の更新にもつながることから分割納付誓約書を交わすよう努められたい。

③ 強制執行等

非強制徴収公債権及び私債権については、近年は強制執行に取組まれていない。私債権の中には、納期限から10年以上経過した債権もある。よって、雲南市私債権の管理に関する条例第7条の規定に基づき対応することも必要と思われる所以、財産調査及び情報の共有化を図りながら、本部会議において強制執行等の取組みについて検討されたい。

④ むすび

今後は、事務処理をより効率的に進めるために、債権の発生から消滅に至る過程とそれぞれの段階で講すべき措置などを今一度徹底されたい。また、市民負担の公平性の観点から、職員研修を行いより適正で公平な債権管理及び回収に取組まれたい。

雲南市における債権管理は、強制徴収公債権については地方税法等に基づき、私債権については条例、規則等に基づいて行われている。非強制徴収公債権については、自力執行権（滞納処分）が無いことや徴収停止等の取扱いが私債権と同様であるが、条例、規則等で規定されたものが見受けられない。他市では強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権を網羅した債権管理条例が制定されているところもあり、雲南市においても検討されたい。

行政監査報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査
なお、この監査は雲南市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

「市に事務局を置く各種団体等の会計事務（準公金）の取扱いについて」をテーマとし、市職員が取り扱う準公金の取扱い状況について監査を行うにあたり、下記のとおり公金等管理適正化委員会事務局（総務部総務課）及び一部の準公金取扱課を対象とした。

部局名	課室名	会計数
公金等管理適正化委員会事務局		
総務部	総務課	
準公金取扱課		
政策企画部	うんなん暮らし推進課	3
総務部	人権推進室	1
市民環境部	市民生活課	1
農林振興部	林業振興課	1
議会事務局	総務課	1
教育委員会	人権教育室	1
吉田総合センター	市民サポート課	4
子ども政策局	海潮こども園	3
	三刀屋こども園	5
	大東こども園	3
	斐伊こども園	2
	木次こども園	5
	西こども園	6
	斐伊保育所	1
	吉田保育所	1
	田井保育所	1
	佐世幼稚園	6
	寺領幼稚園	2
監査対象会計数合計：		47

第3 監査の期間

令和5年12月27日から令和6年2月7日まで

第4 監査の着眼点

- ① 通帳、現金および金融機関届出印等の管理方法は適切か。
- ② 収入伝票、支出伝票、出納簿等は適切に作成されているか。
- ③ 証拠書類は適切に管理されているか。
- ④ 決算および監査は確実に実施されているか。
- ⑤ 準公金に関する内部統制は機能しているか。

第5 監査の実施内容

1. 市における準公金管理状況の監査

市の準公金管理状況について、公金等管理適正化委員会事務局（総務部総務課）から令和4年度末準公金等管理台帳の提出を求め、監査当日、担当職員から説明を聴取した。

2. 各課室における準公金の取扱い状況の監査

令和4年度に行った準公金の出納、管理等の事務について、あらかじめ監査対象課から監査調書及び関係資料の提出を求め事前調査を実施するとともに、監査当日、担当者からの聞き取り及び関係書類の監査を実施した。

また、一部の準公金取扱課については、現地で担当者からの聞き取り及び関係書類の監査を実施した。

第6 監査の結果

1. 準公金の取扱い状況について

市における準公金の取扱い状況は、表1から表2のとおりであった。このうち47会計について監査を実施した。

監査の結果、下記の事務処理について、検討、改善を要する点が見受けられた。なお、監査の際に見受けられた事務処理上の留意すべき軽微な事項等については、その都度担当職員に個別に指導を行ったので記述を省略した。

(1) 準公金の管理及び取扱い事務について

- ① 準公金会計を一人の職員で管理している会計があった。（1室1園）
- ② 監事による会計監査を一人で行っている会計があった。（2園2所）
- ③ 立替払いが行われていた。（多数）

- ④ 資金前渡的な出金とその精算時、また単純な誤入出金の際に入出金に係る伝票の作成や出納簿への記帳がされていなかった。 (複数)

【令和4年度末準公金等管理台帳における準公金の会計数及び歳入決算額の分布】

表1 部局別会計数

部局名	課(室)数	会計数	部局名	課(室)数	会計数
政策企画部	3	12	建設部	1	5
総務部	4	4	議会事務局	1	2
防災部	1	3	教育委員会	5	10
市民環境部	1	1	大東総合センター	1	7
健康福祉部	1	1	加茂総合センター	1	6
子ども政策局	11	33	木次総合センター	1	4
農業委員会	1	4	三刀屋総合センター	2	7
農林振興部	3	12	吉田総合センター	1	4
産業観光部	2	11	掛合総合センター	1	8

合計 134会計

表2 令和4年度歳入決算額（会計毎）の分布

区分	会計数	構成比 (%)
5万円未満	20	14.9
5万円以上～50万円未満	60	44.9
50万円以上～100万円未満	14	10.4
100万円以上～150万円未満	6	4.5
150万円以上～200万円未満	3	2.2
200万円以上～300万円未満	11	8.2
300万円以上～500万円未満	4	3.0
500万円以上～1000万円未満	14	10.4
1000万円以上	2	1.5
計	134	100.0

歳入決算額合計 217,893,554円

【会計管理状況（監査対象準公金 47会計）】

表3 通帳・通帳印の保管状況

通帳・通帳印の保管状況		合計	
保管場所	別々に保管	同一の場所に保管	47
	47	0	
保管者	別人で保管	同一人で保管	47
	46	1	

表4 保管場所の施錠状況

	保管場所の施錠の有無		合計
	有	無	
通帳・現金	47	0	47
通帳印	47	0	47

表5 収入伝票の作成状況

	収入伝票作成の有無			合計
	有	無	執行なし	
件数	38	6	3	47

表6 支出伝票の作成状況

	支出伝票作成の有無			合計
	有	無	※ 執行なし	
件数	42	2	3	47

※各支払いが個別に書面で起票されておらず、かつ決裁権者の決裁が受けられていないものを
「無」とした。

表7 出納簿の作成状況

	出納簿作成の有無			合計
	有	無	執行なし	
件数	44	0	3	47

表8 請求書の保管状況

	請求書保管の有無			合計
	有	無（一部又は全部）※	執行なし	
件 数	8	36	3	47

※立替払い等の請求書を介せず支払われているものを含む。

表9 領収書等証憑書類の保管状況

	領収書等証憑書類の有無				合計
	有	一部なし	無	執行なし	
件 数	42		2	0	3

表10 決算書類の作成状況

	決算書類の有無		合計
	有	無 ※	
件 数	44	3	47

※令和4年度の会計執行がない場合を含む。

表11 監査の実施状況

	監査の実施状況		合計
	実施している	実施していない ※	
件 数	44	3	47

※令和4年度の会計執行がない場合を含む。

表12 監査報告書の有無

	監査報告書の有無		合計
	有	無 ※	
件 数	44	3	47

※令和4年度の会計執行がない場合を含む。

表13 管理職による通帳等の保管状況の確認頻度

	管理職による通帳等の保管状況の確認頻度			合計
	週1回	月数回	月1回	
件 数	0	8	14	47
	年数回	年1回	その他 ※	
	12	1	12	

※出納の都度 等

第7 監査意見

今回監査対象とした会計については、令和3年度に実施した行政監査結果に比べ改善されていたが、一部検討、改善を要する取扱いが見受けられた。該当部局においては、監査意見に沿って速やかに対応されるよう求める。なお、今回の監査対象にならなかつた部局においても、本監査の着眼点や結果に基づき自ら確認し、該当事項があれば速やかに対応されたい。

1. 準公金の管理及び取扱い事務について

(1) 準公金管理者、監事

一人の職員で管理している会計が複数あったが、雲南市準公金取扱規程（以下「規程」という。）では、「準公金管理者は、取扱担当者を兼ねることはできない。」と規定している。不正や事務処理ミスの防止のため規程に則り複数人で管理、確認するよう改善されたい。

監査についても、一人の監事が行っている会計があった。規程上の定めはないが、監査の適正を確保するため複数人での監査が望ましいので見直されたい。

(2) 立替払い

立替払いがほとんどの会計で行われていた。市の公金については、立替払いは一切認められておらず、準公金においても同様な取り扱いが望ましい。よって、資金前渡で処理するなど、極力立替払いを減らすよう努力されたい。

(3) 会計処理

出納簿は、金銭の入出金を管理するとともに、実際の現金残高が帳簿残高と一致しているか確認するための重要な書類である。監査対象であったすべての会計で作成されていたが、資金前渡的な出金とその精算時、また単純な誤入出金の際に入出金に係る伝票の作成や出納簿への記帳がされていないケースが複数あった。誤入出金のような場合でも、全て伝票の起票と出納簿への記帳を行い、現金の出入りを明確に管理されたい。

2. 幼稚園、こども園、保育所における準公金の取扱い事務について

令和4年度に担当課の子ども政策課より収入、支出伝票の参考様式が示され多くの幼稚園、こども園、保育所（以下「園（所）」という。）で令和5年度会計から様式を変更している旨の説明があった。園（所）のほとんどの準公金は財源が会費であること、また、管理する準公金が多種で多数あることなど他の準公金管理とは性質が異なる点がある。子ども政策課において、規程及び公金等管理適正化に係る改善方策（以下「改善方策」という。）に基づいた上で、園（所）の実態に即した統一的な会計事務の取扱いについて検討し、指導されたい。

3. 準公金に関する内部統制について

(1) 市職員が携わる準公金の在り方について

令和3年度に実施した行政監査において、市職員が携わっている準公金について在り方や業務としての必要性について検証し、各団体等の事務局体制等の見直しについて検討を進められたいと指摘した。

令和4年度末の会計数は、前回監査時の令和2年度末時点と比較すると減少しているものの、134会計と、依然として多数の準公金を管理している。

準公金は、各種団体が所有する現金預金であることから、当然ながら当該団体において出納事務をはじめ各種事務を行うべきものではあるが、市職員が関与しなければ事業の遂行が困難な場合については、市職員が事務、運営に関与することもやむを得ないところである。しかしながら、管理上、市職員が携わる準公金は極力減らすことが望ましく、改めて規程第3条の取扱い基準に照らし真に必要な会計かどうかを検証し、見直しを図られたい。

(2) 適正な準公金取扱いの徹底について

① 検査の実施

準公金の取扱い事務については、規程及び改善方策に基づき取り組むこととなっている。雲南市公金等管理適正化委員会（以下「委員会」という。）による規程等の周知徹底により、事務処理はおおむね改善されていた。今後は委員会による各種準公金会計諸帳簿の検査を定期的に実施し、適切な事務処理の維持に努められたい。

② 決裁の在り方

規程において「現金等の出納は、書面により当該準公金に係る決裁権者の決裁を受けなければならない。」と規定されている。決裁権者は、団体によってまちまちである。決裁権者について最終的には各種団体の判断となるが、市として統一的な指針を示すことを検討されたい。

③ 規程等の整備

前回監査においても指摘したが、規程及び改善方策に規定されていないキャッシュカードやインターネットバンキングによる支払等の事務処理について、適切な事務処理と安全な利用を図る必要があることから、速やかに規程等整備されたい。

参 考 資 料

(1) 市税等の収納状況

(2) 各種使用料等の収納状況

(1) 市税等の収納状況（令和5年11月末現在）

(単位:円、%)

区分		予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B)-(C)	収納率 (C/B)
個人市民税	現年分	1,364,800,000	1,437,415,986	756,253,784	681,162,202	52.61
	滞納繰越分	1,700,000	11,227,105	2,810,772	8,416,333	25.04
	計	1,366,500,000	1,448,643,091	759,064,556	689,578,535	52.40
法人市民税	現年分	340,400,000	166,647,100	172,275,800	△ 5,628,700	103.38
	滞納繰越分	60,000	134,500	69,700	64,800	51.82
	計	340,460,000	166,781,600	172,345,500	△ 5,563,900	103.34
固定資産税	現年分	1,814,500,000	1,811,703,600	1,193,648,840	618,054,760	65.89
	滞納繰越分	2,980,000	24,055,010	4,701,279	19,353,731	19.54
	計	1,817,480,000	1,835,758,610	1,198,350,119	637,408,491	65.28
国有資産等所在市町村交付金及び納付金	現年分	28,456,000	28,458,200	28,458,200	0	100.00
	滞納繰越分	0	0	0	0	-
	計	28,456,000	28,458,200	28,458,200	0	100.00
軽自動車税（種別割）	現年分	156,478,000	158,815,100	157,829,600	985,500	99.38
	滞納繰越分	260,000	1,527,124	481,904	1,045,220	31.56
	計	156,738,000	160,342,224	158,311,504	2,030,720	98.73
軽自動車税（環境性能割）	現年分	15,420,000	11,385,400	8,122,200	3,263,200	71.34
	滞納繰越分	0	0	0	0	-
	計	15,420,000	11,385,400	8,122,200	3,263,200	71.34
市たばこ税	現年分	177,800,000	126,712,523	111,608,630	15,103,893	88.08
	滞納繰越分	0	0	0	0	-
	計	177,800,000	126,712,523	111,608,630	15,103,893	88.08
入湯税	現年分	1,864,000	1,391,100	1,391,100	0	100.00
	滞納繰越分	0	0	0	0	-
	計	1,864,000	1,391,100	1,391,100	0	100.00
小計	現年分	3,899,718,000	3,742,529,009	2,429,588,154	1,312,940,855	64.92
	滞納繰越分	5,000,000	36,943,739	8,063,655	28,880,084	21.83
	計	3,904,718,000	3,779,472,748	2,437,651,809	1,341,820,939	64.50
国民健康保険料	現年分	540,386,000	565,726,640	259,678,873	306,047,767	45.90
	滞納繰越分	5,200,000	18,269,773	5,938,205	12,331,568	32.50
	計	545,586,000	583,996,413	265,617,078	318,379,335	45.48
後期高齢者医療保険料	現年分	461,666,000	465,530,700	299,674,035	165,856,665	64.37
	滞納繰越分	1,000	304,540	266,040	38,500	87.36
	計	461,667,000	465,835,240	299,940,075	165,895,165	64.39
合計	現年分	4,901,770,000	4,773,786,349	2,988,941,062	1,784,845,287	62.61
	滞納繰越分	10,201,000	55,518,052	14,267,900	41,250,152	25.70
	計	4,911,971,000	4,829,304,401	3,003,208,962	1,826,095,439	62.19

(2) 各種使用料等の収納状況（令和5年11月末現在）

①一般会計

(単位:円、%)

区分		予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B)-(C)	収納率 (C/B)
保育所保護者負担金 (保育所保育料、認定こども園保育料)	現年分	55,927,000	57,108,090	31,447,880	25,660,210	55.07
	滞納繰越分	3,000	398,560	58,630	339,930	-
	計	55,930,000	57,506,650	31,506,510	26,000,140	54.79
幼稚園使用料	現年分	0	0	0	0	-
	滞納繰越分	1,000	46,800	0	46,800	0.00
	計	1,000	46,800	0	46,800	0.00
学校給食負担金	現年分	162,592,905	139,267,200	86,747,905	52,519,295	62.29
	滞納繰越分	30,000	5,052,177	513,626	4,538,551	10.17
	計	162,622,905	144,319,377	87,261,531	57,057,846	60.46
公営住宅使用料（家賃、共益費、駐車場代合計）	現年分	183,787,000	186,970,840	107,418,370	79,552,470	57.45
	滞納繰越分	200,000	1,621,570	340,250	1,281,320	20.98
	計	183,987,000	188,592,410	107,758,620	80,833,790	57.14

②特別会計

(単位:円、%)

区分		予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B)-(C)	収納率 (C/B)
浄化槽市町村整備推進事業分担金	現年分	4,055,000	3,418,000	2,961,000	457,000	86.63
	滞納繰越分	0	0	0	0	-
	計	4,055,000	3,418,000	2,961,000	457,000	86.63
農業集落排水事業費分担金	現年分	186,000	2,968,300	2,529,900	438,400	85.23
	滞納繰越分	0	0	0	0	-
	計	186,000	2,968,300	2,529,900	438,400	85.23
浄化槽使用料	現年分	141,795,000	92,956,991	80,814,646	12,142,345	86.94
	滞納繰越分	147,000	643,674	332,489	311,185	51.65
	計	141,942,000	93,600,665	81,147,135	12,453,530	86.70
個別排水処理施設使用料	現年分	1,718,000	1,086,329	944,813	141,516	86.97
	滞納繰越分	1,000	6,072	1,012	5,060	16.67
	計	1,719,000	1,092,401	945,825	146,576	86.58
農業集落排水施設使用料	現年分	150,613,000	101,276,090	88,132,987	13,143,103	87.02
	滞納繰越分	165,000	1,145,669	398,147	747,522	34.75
	計	150,778,000	102,421,759	88,531,134	13,890,625	86.44
簡易排水施設使用料	現年分	487,000	226,216	201,131	25,085	88.91
	滞納繰越分	1,000	0	0	0	-
	計	488,000	226,216	201,131	25,085	88.91
コミュニティプラント使用料	現年分	5,161,000	3,463,113	3,008,100	455,013	86.86
	滞納繰越分	5,000	9,846	1,898	7,948	19.28
	計	5,166,000	3,472,959	3,009,998	462,961	86.67

③公営企業会計

(単位:円、%)

区分		予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	収納率 (C/B)
水道料金	現年分	799,608,000	584,202,952	508,870,506	75,332,446	87.11
	滞納繰越分	-	74,695,261	68,584,990	6,110,271	91.82
	計	799,608,000	658,898,213	577,455,496	81,442,717	87.64
工業用水道料金	現年分	905,000	606,375	606,375	0	100.00
	滞納繰越分	0	0	0	0	-
	計	905,000	606,375	606,375	0	100.00
下水道使用料（企業会計）	現年分	291,775,000	192,200,873	166,742,439	25,458,434	86.75
	滞納繰越分	-	22,707,317	21,190,942	1,516,375	93.32
	計	291,775,000	214,908,190	187,933,381	26,974,809	87.45

(単位:円、%)

区分		予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	収納率 (C/B)
市立病院医療費 (個人医療費)	現年分		337,201,021	311,548,621	25,652,400	92.39
	滞納繰越分		31,890,735	22,373,546	9,517,189	70.16
	計		369,091,756	333,922,167	35,169,589	90.47
訪問看護利用料 (個人利用料)	現年分		3,517,270	3,084,027	433,243	87.68
	滞納繰越分		444,062	444,062	0	100.00
	計		3,961,332	3,528,089	433,243	89.06
掛合診療所医療費 (個人医療費)	現年分		5,966,525	5,782,570	183,955	96.92
	滞納繰越分		95,550	92,030	3,520	96.32
	計		6,062,075	5,874,600	187,475	96.91
人間ドック・健診料 (個人負担金)	現年分		20,515,644	20,515,644	0	100.00
	滞納繰越分		12,960	0	12,960	0.00
	計		20,528,604	20,515,644	12,960	99.94